

# 指定事業者等 指定時研修

大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課  
指定・指導グループ



©2014 大阪府もずやん



# 次第

## 指定パート

### <第1部>

- 障がい福祉サービス等情報公表制度に係る手続きについて
- 事業開始後の事務手続きについて
  - 変更届等について<詳細は第2部の資料をご確認ください。>  
(障がい福祉サービス等指定事業者編)  
(障がい児支援指定事業者編)
  - 大阪府国民健康保険団体連合会研修について

## 指導パート

- 指定障がい福祉サービス等事業者の適切な事業運営について
- 指定障がい児支援事業者の適切な事業運営について
- 障がい者虐待の防止について



# 指定パート 説明に使用する資料

- 障がい福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内
- 変更届等について<詳細は第2部の資料をご確認ください。>
  - (障がい福祉サービス等事業者編)
  - (障がい児支援事業者編)
- 大阪府国民健康保険団体連合会研修について

ダウンロード先:

[https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu\\_top/shiteijikensyu.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/shiteijikensyu.html)



# 障がい福祉サービス等情報公表 制度に係る手続きについて

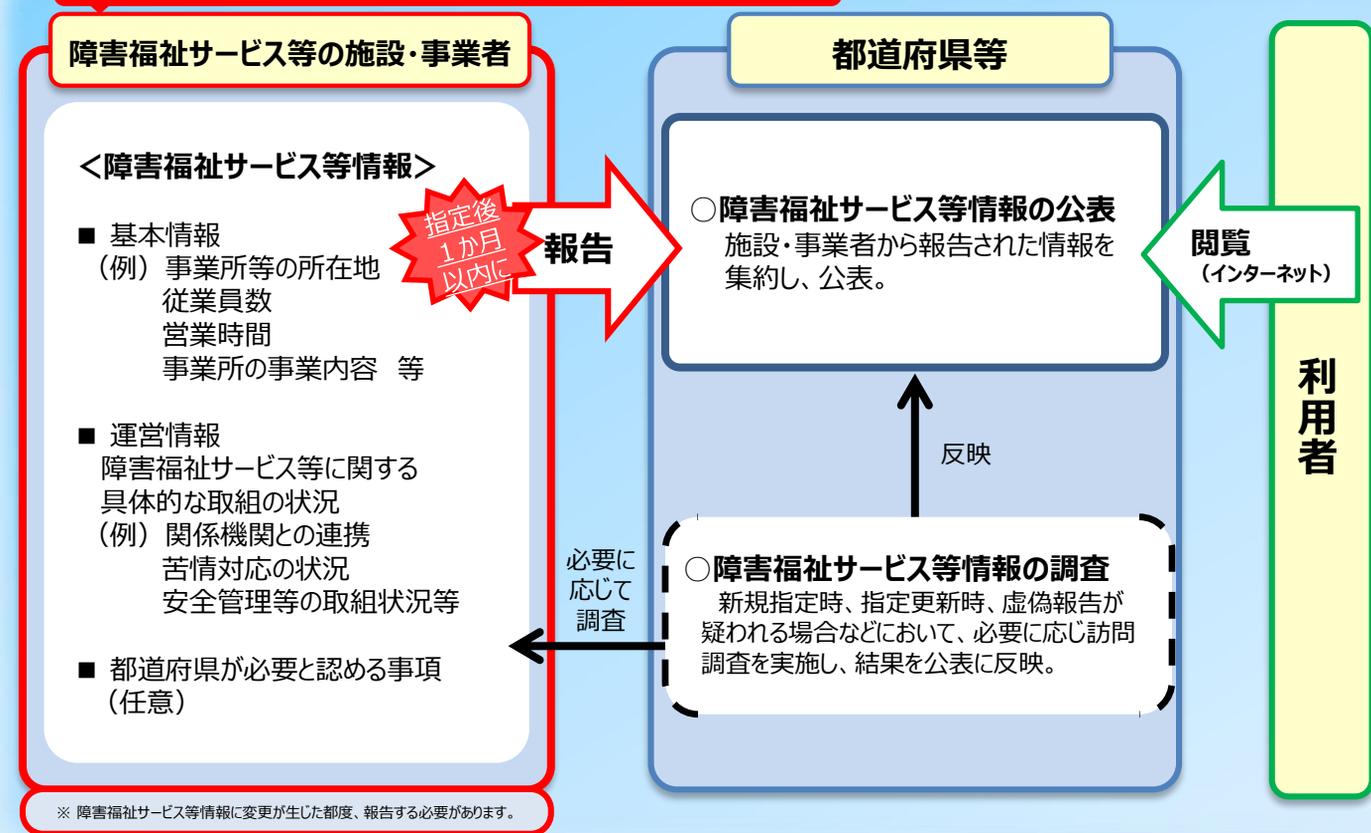


# 障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内

平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっていました。
- このため、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、① 事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、② 都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設しました。

**!** 障害福祉サービス等情報を都道府県等に報告する義務があります



○ 下記サービス（基準該当サービスは除く）の指定を受けている事業者及び当年度中に新規指定を受けてサービスを提供しようとする事業者が報告の対象となります。

1. 居宅介護	6. 生活介護	11. 自立訓練（生活訓練）	16. 就労定着支援	21. 地域相談支援（定着）	26. 放課後等デイサービス
2. 重度訪問介護	7. 短期入所	12. 宿泊型自立訓練	17. 自立生活援助	22. 福祉型障害児入所施設	27. 居宅訪問型児童発達支援
3. 同行援護	8. 重度障害者等包括支援	13. 就労移行支援	18. 共同生活援助	23. 医療型障害児入所施設	28. 保育所等訪問支援
4. 行動援護	9. 施設入所支援	14. 就労継続支援 A 型	19. 計画相談支援	24. 児童発達支援	29. 障害児相談支援
5. 療養介護	10. 自立訓練（機能訓練）	15. 就労継続支援 B 型	20. 地域相談支援（移行）	25. 医療型児童発達支援	

# 障害福祉サービス等情報の報告手順について

障害福祉サービス等情報の報告については、「障害福祉サービス等情報公表システム」をご利用ください。

## 手順1

 このマークは、障害福祉サービス等情報公表システムで事業者が行う手続きを示しています。

 **事業所を所管する都道府県等に法人・事業所基本情報を報告してください。**

**都道府県等担当者が、情報公表システムに法人の基本情報等を入力します。**

(※) 平成29年度以前に指定を受けた事業者で、事業者の基本情報が既に登録されている事業者宛てには、情報公表システムよりID等を平成30年5月8日に通知しています。もし、事業者宛てにID等が届いていない場合は、下記お問合せ先までご連絡ください。

## 手順2

**情報公表システムより、ログインID・パスワードが通知されます。**

 **ID等を用いて情報公表システムにログインし、事業所詳細情報を入力してください。**

## 手順3

 **入力内容を確認後、都道府県等へ報告します。**

- 都道府県等担当者が、申請内容を確認し、以下の手続きを行います。**
- ・ 内容に不足等があれば、差し戻します。 (修正の上、再度報告します。)
  - ・ 内容に特段問題がなければ、承認します。

**指定後1か月  
以内に報告し  
てください。\***

※ 障害福祉サービス等情報に変更が生じた都度、報告する必要があります。

**都道府県等による承認後、報告内容がWAM NETに公表されます。**

(※) 平成30年9月末に全国一斉に公表されました。

☆ 大阪府からの障害福祉サービス等情報公表制度に関するお知らせをご確認ください。

大阪府 障害福祉サービス等情報公表制度

検索

☆ WAM NETにおいて、本システムに関するお知らせや操作説明書（マニュアル）等の資料を掲載していますので、是非ご利用ください。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinforpub/jigyo/>



お問い合わせ先：

〒540-0008 大阪市中央区大手前三丁目2-12 府庁別館1階  
大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 Tel 06-6944-9174

# 事業開始後の事務手続き について



# 事業開始後の事務手続きについて

## ■変更届等について

指定を受けた後、事業を運営する中で、指定権者である大阪府に提出しなければならない変更が生じたとき、

- ・「どういった変更が生じたときに変更届が必要なのか」
- ・「ホームページのどこを見たらよいか」
- ・「提出書類は何か」
- ・「提出締切はいつか」
- ・「加算の相談等はどこに電話すべきか」

といった事項について、資料上でのご説明をさせていただきます。

※詳細は下記URLの「第2部」の資料よりそれぞれご確認ください。

[https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu\\_top/shiteijikensyu.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/shiteijikensyu.html)

# 事業開始後の事務手続きについて

- 大阪府国民健康保険団体連合会研修について

下記URLよりご受講ください。

<https://www.osakakokuhoren.jp/>



# その他の注意事項

## (1) 訪問系事業所について

- ・訪問系の事業所で、「介護保険の訪問介護」も併せて実施している事業所で変更届を提出するとき、訪問介護だけでなく、「障がい」においても変更届が必要となる場合があります。
- ・また変更届の様式も「訪問介護」と「障がい」は異なりますので、ご注意ください。

## (2) 電話相談等について

- ・届出が「必要」な加算について  
(代表) 06-6941-0351 (者) 内線4519 (指定担当)  
(児) 内線2458 (指定担当)
- ・届出が「不要」な加算について  
(代表) 06-6941-0351 内線2462 (指導担当)  
(受付時間: 平日(祝日除)の9時から12時、13時から18時)

※届出が不要な加算とは、「(者)介護給付費／(児)障害児(通所・入所)給付費の算定に係る届出書兼体制等状況一覧表」に掲載されていない加算のことを指します。



ご視聴いただき  
ありがとうございました。

